

令和 8 年度指導・監査実施方針 及び 令和 7 年度指導状況等について

県南広域振興局保健福祉環境部長寿社会課

目次

- 1 集団・運営指導、監査及び措置について
- 2 令和7年度運営指導の実施状況について
- 3 令和7年度の運営指導の指摘事項について
- 4 令和8年度重点指導事項について
- 5 事故報告について
- 6 令和6年度から義務化された事項について
- 7 令和7年度から義務化された事項について
- 8 令和9年度から義務化される事項に係る留意事項
- 9 自主返還及び返還命令について

1. 集団運営指導、監査及び措置について

集団・運営指導

★目的及び検査内容

【周知の徹底】

- ・介護給付サービスの取扱い
- ・介護報酬の請求

★頻度

運営指導：6年に1回
集団指導：毎年

→**行政指導**として実施。

ただし、運営指導で不正の疑いが発覚すれば、監査に移行する。

※あくまでも「指導」を目的として実施することから、事前に日程調整や資料の作成を求める。

監査

★目的及び検査内容

【的確な把握】

著しい運営基準違反、不正請求、虐待等に関する事実関係。

→**法令上の措置**

事業上の行為及び事業上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにする。

※虐待等、利用者の生命に関わる場合や、事実の隠蔽の恐れがある場合には事前通告を行わずに監査を実施したり、運営指導から監査へ切替える場合もある。

措置

★勧告（行政指導）

監査の実施機関（振興局）が監査結果を県保健福祉部長あて報告し、知事から勧告結果が伝達される。

★命令（勧告に従わない場合、行政処分）

聴聞・弁明の機会が付与され、改善命令が下される。

★指定の取消、効力の一部又は全部の停止（行政処分）

聴聞・弁明の機会が付与され、処分の程度が決定される。

2. 令和7年度運営指導の実施状況について

サービス事業者等	対象事業所数	運営指導実施数	文書指摘事業所数	口頭指摘事業所数
指定訪問介護事業所	108	11	8	2
指定訪問入浴介護事業所	18	2	0	0
指定訪問看護事業所	44	3	1	1
指定訪問リハビリテーション介護事業所	12	0	0	0
指定居宅療養管理指導事業所	3	0	0	0
指定通所介護事業所	132	9	7	5
指定通所リハビリテーション事業所	26	2	0	0
指定短期入所生活介護事業所	94	7	6	6
指定短期入所療養介護事業所	28	3	0	0
指定特定施設入居者生活介護事業所	12	0	0	0
指定福祉用具貸与事業所	35	4	4	2
指定特定福祉用具販売事業所	35	4	4	2
指定介護老人福祉施設	52	6	4	4
介護老人保健施設	27	3	3	1
介護医療院	1	1	1	0
合計	627	55	38	23

3. 令和7年度の運営指導の指摘事項について

(1) 共通事項について

① 勤務体制の確保等について

複数の職務を兼務している職員について、各職務の勤務時間数が明記された勤務表等が整備されていないので、勤務体制を明確にする観点から、当該書類を整備すること。

② 介護サービス事業者経営情報の公表について

令和6年度から介護サービス事業所は、介護サービス事業者経営情報について、当該事業所を管轄する都道府県知事に報告することが義務化された。貴事業所では、2024年度報告の届出がされていなかったことから、報告対象事業所である場合は、速やかに報告すること。

③ 運営規程について

運営規程について、虐待の防止のための措置に関する事項が記載されていないことから、速やかに是正し、変更届を提出すること。

④ 衛生管理等について

感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

3. 令和7年度の運営指導の指摘事項について

(2) 運営基準について

- ① 【訪問介護】 サービス提供の記録について
事業者は、提供した具体的なサービスの内容等を記録する必要があるが、提供したサービスの内容のみ記録され、利用者の心身の状況等具体的な記録が整備されていないケースが散見された。
今後は、提供したサービスの具体的な内容や利用者の心身の状況その他必要な事項についても記録すること。
- ② 【通所介護】 事故発生時の対応について
事業所内で発生した事故について、保険者あて報告がされていないことから報告すること。
また、事故発生後の再発防止の取組について、リスクマネジメント委員会で検討された記録がないことから、記録を整備すること。
- ② 【（介護予防）福祉用具貸与・販売】 目標の達成状況の記録について
福祉用具貸与計画及び福祉用具販売計画で定めた目標に対する達成状況の記録が、対象福祉用具の異常の有無のみの記載となっていた。
例えば、計画に定めた目標の達成度や達成度の判断理由を記載するなど、目標の達成状況が明確となるように記録を残すこと。

3. 令和7年度の運営指導の指摘事項について

(3) 介護報酬について

- ① 【通所介護】 入浴介助加算について
入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。
- ② 【（介護予防）短期入所生活介護】 緊急短期入所受入加算について
本加算で定める「緊急利用者」とは、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない者とされている。当該ケースにおいて、変更前の居宅サービス計画が保管されていなかったため、保管すること。
- ③ 【共通】 高齢者虐待防止措置未実施減算について
指定居宅基準に定める高齢者虐待防止措置が講じられていない場合には、利用者全員について減算が適用される。貴事業所では、必要な措置が講じられていないことから、速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。
また、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。

3. 令和7年度の運営指導の指摘事項について

(3) 介護報酬について

【留意事項】

- ※1 介護報酬の算定要件等について、事業ごとに基準（厚生労働省告示）が定められています。
【基準の例】
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
 - ・ 指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準
 - ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- また、厚生労働省から、基準の留意事項等についての通知、介護報酬改定にあたってのQ & A等が発出されていますので、算定にあたってはこれらを十分に確認してください。
- ※2 新たに加算を算定する場合のみならず、継続して算定している加算であっても、随時、算定要件に合致しているかどうか確認してください。
(各加算の算定要件の人員配置が行われているだけでは、加算は算定できません。必要な人員配置の他、全ての要件を満たしている必要があります。必ず上記基準やQ & A等で算定要件を確認してください。)
- ※3 加算が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らか場合は、速やかに届出してください。届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、返還措置を講じることがあります。

4. 令和8年度重点指導事項について

- (1) 令和8年度介護報酬改定について
- (2) 非常災害対策及び感染症対策について
- (3) 事故防止対策について
- (4) 住宅型有料老人ホーム等における過剰なサービス提供について
- (5) 高齢者虐待の未然防止及び苦情処理体制の整備について
- (6) 介護サービス情報の公表について
- (7) 「書面掲示」規制の見直しについて
- (8) 中山間地域等における小規模事業所加算について
- (9) 協力医療機関について
- (10) 生産性の向上について

4. 令和8年度重点指導事項について

(1) 令和8年度介護報酬改定について

- ・ 令和8年6月から、介護職員等処遇改善加算の対象の拡大及び新区分が創設されたこと。

4. 令和8年度重点指導事項について

(2) 非常災害対策及び感染症対策について

- ・ 衛生管理、感染症や食中毒の発生の予防及びまん延防止に関する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練が行われているか。
- ・ 感染症や非常災害の発生時において、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定、研修、訓練の実施が行われているか。
- ・ 令和6年度介護報酬改定に伴い新設された「業務継続計画未策定減算」について、必要な措置が講じられていない場合に、所定単位数が減算されているか。（100分の1に相当する単位数）
- ・ 非常災害対策計画の策定や地域住民と連携した訓練等を実施しているか。

4. 令和8年度重点指導事項について

(3) 事故防止対策について

- ・ 利用者への介護サービスの提供に伴う事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに、市町村（保険者）に速やかに報告しているか。
- ・ 事故の内容及び処置が記録されているか。再発に向けてその要因の分析、防止策の検討、職員への周知徹底がされているか。

4. 令和8年度重点指導事項について

(4) 住宅型有料老人ホーム等における過剰なサービス提供について

- ・ 併設する介護事業所から過剰なサービスが提供されていないか。入居者の自立支援や重度化防止の観点も考慮し、適正なサービス提供の確保に努めているか。

4. 令和8年度重点指導事項について

(5) 高齢者虐待の未然防止及び苦情処理体制の整備について

- ・ やむを得ず身体拘束を実施する場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等の記録が保管されているか。
- ・ 「LGBT」といった性的指向、性自認を持つ方に対しても配慮するよう、利用者の意思・人格を尊重したサービス提供に努めているか。
- ・ 苦情処理体制が構築されているか。相談窓口等を利用者に継続して周知するなど、苦情処理の取組が効果的なものとなっているか。
- ・ 令和6年度報酬改定により新設された「高齢者虐待防止措置未実施減算」について、必要な措置が講じられていない場合に、所定単位数が減算されているか。（100分の1に相当する単位数）

4. 令和8年度重点指導事項について

(6) 介護情報サービスの公表について

- ・ 「令和8年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」に従い、報告を行っているか。
- ・ 「令和8年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」において調査対象となっている場合は、調査への対応を行っているか。

※ 令和8年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画は7月頃に策定予定

【岩手県HP】

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoushou/fukushi/kaigo/jigyoushou/1003732.html>

4. 令和8年度重点指導事項について

(7) 「書面掲示」規制の見直しについて

- ・ 事業所の運営規程の概要等の重点事項等について、書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、ウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表されているか。

※ 令和7年度から義務化

※ 情報公表システムにより公表する場合は、「事業所の特色」にある「法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧」の項目に掲載することが可能。

○ 情報公表システム操作マニュアル

【公益財団法人いきいき岩手支援財団HP】

https://www.silverz.or.jp/jouhou_kouhyou_cat/form/#notes

→ 報告システム事業所向け操作マニュアル（R7.6.25 6.5版）

(3) 「事業所の特色」を記入する

！ 記入時の注意点

- 「事業所の特色」の入力は必須ではなく、任意となります。必要な項目へ入力してください。
- 入力の際は、指定基準に「事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない」と定められていることに留意の上、入力をお願いします。
- 数字で入力する箇所は半角英数字で、日時を入力する箇所（空き数更新日時）は半角数字8桁で入力します。
- 事業所の特色は、都道府県への提出が不要です。
事業所の特色のみを公表することはできませんが、基本情報、運営情報が公表されている状態であれば、都道府県への提出、審査、受理、公表の手順を踏まずに、すぐに公表することができます。
- アップロードする画像や動画等のファイルが、正しいファイルであるか、アップロード作業をする前に必ず確認してください。

「事業所の特色」を記入する手順は以下の通りです。

調査票トップ画面の「手順3 事業所の特色」の「1. 事業所の特色」をクリックします。



The screenshot shows a web interface for a survey. At the top, there is a header bar with the text '手順3 事業所の特色' in green, followed by '任意' in blue and '現在、情報がありません。' in red. Below this is a table with two columns: '項目' (Item) and '備考' (Remarks). The first row of the table has '事業所の特色' in the '項目' column, which is highlighted with a red dashed border. The '備考' column for this row is empty.

いきいき岩手支援財団「事業所向け操作マニュアル（抜粋：P.38～）」



- 「法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧」の各項目について

！ 注意点

- アップロード可能なファイルは、拡張子が「.pdf」「.xlsx」「.xls」「.docx」「.doc」のファイルを、3ファイルまで登録できます。（ファイル容量が2MBを超えるファイルはアップロードできません。）

● 法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧

利用申込者のサービスの選択にあずると認められる重要事項(運営規程の概要等)

※PDF・Excel・wordファイルのみ
※2MBを超えるファイルはアップロードできません

ファイル1	ファイル2	ファイル3
<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

※PDF・Excel・wordファイルのみ
※2MBを超えるファイルはアップロードできません

ファイル1	ファイル2	ファイル3
<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

相対窓口等		
※PDF・Excel・wordファイルのみ ※2MBを超えるファイルはアップロードできません		
ファイル1 <input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません タイトル <input type="text"/>	ファイル2 <input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません タイトル <input type="text"/>	ファイル3 <input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません タイトル <input type="text"/>
郵送封筒への届出事項		
※PDF・Excel・wordファイルのみ ※2MBを超えるファイルはアップロードできません		
ファイル1 <input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません タイトル <input type="text"/>	ファイル2 <input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません タイトル <input type="text"/>	ファイル3 <input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません タイトル <input type="text"/>
利用者が選定する特別な会費の提供を行えること。特別な会費の内容及び料金		
※PDF・Excel・wordファイルのみ ※2MBを超えるファイルはアップロードできません		
ファイル1 <input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません タイトル <input type="text"/>	ファイル2 <input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません タイトル <input type="text"/>	ファイル3 <input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません タイトル <input type="text"/>

4. 令和8年度重点指導事項について

(8) 中山間地域等における小規模事業所加算について

- ・ 令和7年5月の算定分から、中山間地域等における小規模事業所加算の取得要件が弾力化されたこと。

4. 令和8年度重点指導事項について

(9) 協力医療機関について

- ・ 介護保険施設等は省令で定める要件を満たす協力医療機関を定め、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届け出ることとされたこと。
- ※ 協力医療機関を定める事項については、令和9年3月31日までは努力義務だが、指定権者への届出は、毎年度提出が必要。

4. 令和8年度重点指導事項について

(10) 生産性の向上について

- ・ 令和6年度報酬改定により、介護保険施設等は入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならないとされたこと。

※令和9年3月31日まで努力義務

<参考> 生産性向上推進体制加算について

- ・ 令和6年度介護報酬改定により、介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する加算が新設されたもの。

4. 令和8年度重点指導事項について

＜参考＞ 生産性向上推進体制加算について

【算定要件】

＜生産性向上推進体制加算（Ⅰ）＞

- （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

＜生産性向上推進体制加算（Ⅱ）＞

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

5. 事故報告について

- 報告の目的
介護サービス利用者の利益保持・関係機関と連携した事故の速やかな収束
- 事業者は、医師の診断を受け、治療を必要とする事故等が発生した場合は、速やかに入所者の家族等に連絡するとともに、市町に報告すること。
(報告様式は岩手県HPに掲載有)
- 第1報は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。
その後、状況の変化等に応じて追加の報告を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症等発生時に係る報告について
感染者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合には、速やかに市町に報告すること。

5. 事故報告について

○ 原因分析について

事故が起きてしまった場合には、原因究明を行うことが何よりも重要です。また、事故発生後は特定の職員のみではなく、組織全体で原因分析を行ってください。

(原因分析の例)

- 過去のヒヤリハットから、事故につながる事象はなかったか確認する。
- 事故対応に不備はなかったか、マニュアルに沿った対応ができたか確認する。
- マニュアルの内容に不備等はないか検討する。

○ 再発防止策について

再発防止策についても、上記同様組織全体で行い、職員全体で共有をしてください。

ポイント

- ① 原因に対して最低でも一つ以上は再発防止策をあげる。
- ② 内容は現実的なものにし、日常の業務の中でどのように取り入れるかを検討する。

岩手県HP：事故報告について

URL

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1003729.html>

6. 令和6年度から義務化された事項

【全サービス共通】

	感染症対策の強化	業務継続に向けた取組の強化	高齢者虐待防止の推進
委員会の開催	感染対策委員会 ※定期的（6月（施設は3月）に1回以上） ※流行時期随時	・感染症 ・災害時 業務継続計画	虐待防止検討委員会 ※定期的に開催
指針/計画の整備	感染症（施設は食中毒含む）の予防及びまん延防止のための指針		虐待の防止のための指針
研修の実施	定期的（年1回（施設は年2回以上））に実施し、実施内容を記録すること		
新規採用時の研修	望ましい（施設は必須）		必須
訓練	年1回（施設は年2回）以上		
その他			専任の担当者

6. 令和6年度から義務化された事項

【全サービス共通】

無資格者への認知症介護
基礎研修受講

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、医療・福祉関係の資格を有さない者については、「認知症介護基礎研修」を受講させるために必要な措置を講じること。新規採用者は、採用後1年を経過するまでに受講させること。

【一部サービスのみ】

口腔衛生管理の強化【施設系サービス（特定施設を除く）】

栄養ケア・マネジメントの充実【施設系サービス】

【事業主として対応する事項】

※ 中小企業（資本金5千万円以下又は常時使用する従業員100人以下）は、令和4年4月1日から義務化。

※ハラスメント対策の強化

○事業主が講ずべき措置の具体的内容

- ・ 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
- ・ 相談（苦情を含む）に応じ、適切な対応をするために必要な、相談対応のための担当者や窓口をあらかじめ定める等の体制を整備し、従業者に周知すること。

7. 令和7年度から義務化された事項

【全サービス共通】

「書面掲示」規制の見直し	「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が簡潔するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のHP又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。 ※令和7年4月1日から義務化
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【短期入所系サービス】

身体拘束等の適正化	身体拘束等の適正化のための措置を義務付ける。また、身体拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。 <身体拘束等の適正化のための措置> <ul style="list-style-type: none">・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。・ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ※令和7年4月1日から義務化
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8. 令和9年度から義務化される事項に係る留意事項

【短期入所系・施設系サービス】

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。

※令和9年4月1日から義務化

【特定施設入居者生活介護】

口腔衛生の管理

口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、入居者の状況に応じた適切な口腔衛生管理を求める観点から、（介護予防）特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、基本サービスとして行うこととする。

※令和9年4月1日から義務化

8. 令和9年度から義務化される事項に係る留意事項

【施設系サービス】

協力医療機関との連携	<p>施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保するため、以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付ける。</p> <p><要件>（③については、病院に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none">① 入所者の症状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。③ 入所者の症状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の協力医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 <p>※令和9年4月1日から義務化</p>
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

9. 自主返還及び返還命令について

自主返還

運営指導・監査の結果、行政上の処分に至らない軽微な改善を要すると認められ、これに係る介護給付費の過誤が認められる場合、**事業所が自ら精査**し、既に請求、受領した介護給付費について不当に該当する部分を自主返還するもの。

返還命令

監査の結果、「偽り又は不正な行為」があることが判明した場合は、介護保険法22条3項により事業者に対し不正に受給した保険給付として返還すべき額のほかに、当該返還すべき額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう命じるもの。

常日頃から運営基準・加算要件の確認をしていただき、過誤・錯誤に気が付いた際には自主的に改めていただくようお願いします。